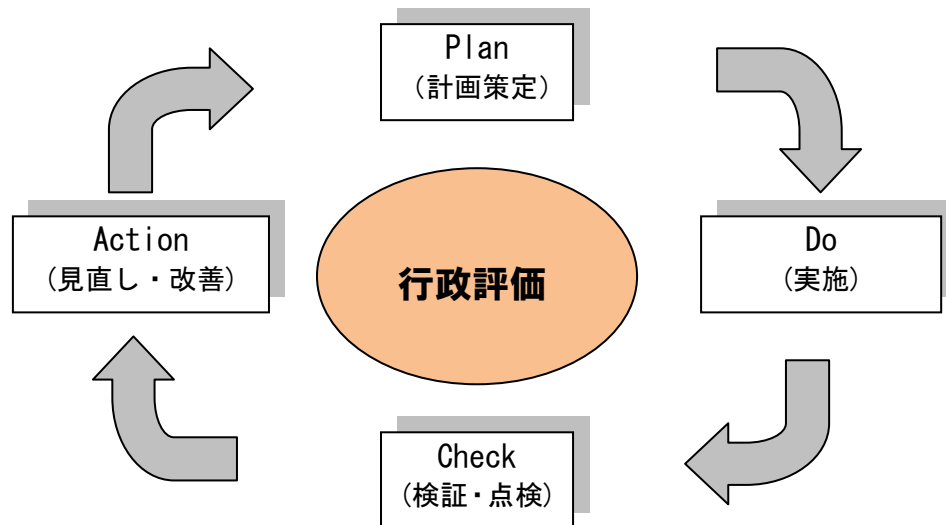


1. 行政評価とは何か？

行政評価とは、町が実施した事務事業について、計画（Plan）→実行（Do）→検証・点検（Check）→改善・見直し（Action）→次の計画のサイクルで、事業の改善を行う手法の一つで、事業にどれだけのお金をかけて、どれくらいの物を作ったか、何をおこなったか、町民生活にどれだけの効果があったかを一定の基準によって評価し、継続的に改善を行うものです。



2. なぜ、行政評価システムを導入したか？

近年、地方自治体を取り巻く環境は、国から地方への権限委譲、いわゆる地方分権により自主自立と独自性のあるまちづくりが推し進められております。

町においても、行政運営の透明性と信頼性を高め、町民と行政が一体となり、町民の立場で事業を進めていく仕組みづくりが求められています。

財政がひっ迫した状況下で、限られた予算を事業の必要性や効率性を検証し、町の基本理念である「こころ豊かな活力あるまちづくり」に成果をあげていくことが最重要課題であり、その実現のためには、この行政評価システムがもっとも有効な手法と考えられるからです。

3. 行政評価の目指すものは？

(1) 成果重視の行政運営

事業の目的を明確にし、事業実施後の成果を検証し、目的を達成するために有効なものだったかを確認し、事業の改善を行い町民の満足度の向上

につなげていきます。

つまり、行政の持つ資源（人・物・金・情報等）が、「こころ豊かな活力あるまちづくり」に成果をあげているかを、評価することにより、成果重視の行政運営が保持でき、結果として町民の満足度の向上につながっていくことになります。

(2) 職員意識の改革

事業の目的や成果を明らかにし、第三者機関の意見を聴取することにより、「最小の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治運営の基本原則を再認識し、町民の立場・視点に立った新たな創造や工夫によって、行政運営を改善することができる職員の育成を図ります。

(3) 行政運営の透明性を高める

事務事業評価の結果を公表することにより、行政運営の透明性を高め、町民の事務事業のチェック機能の向上を図ります。

4. 行政評価の方法は？

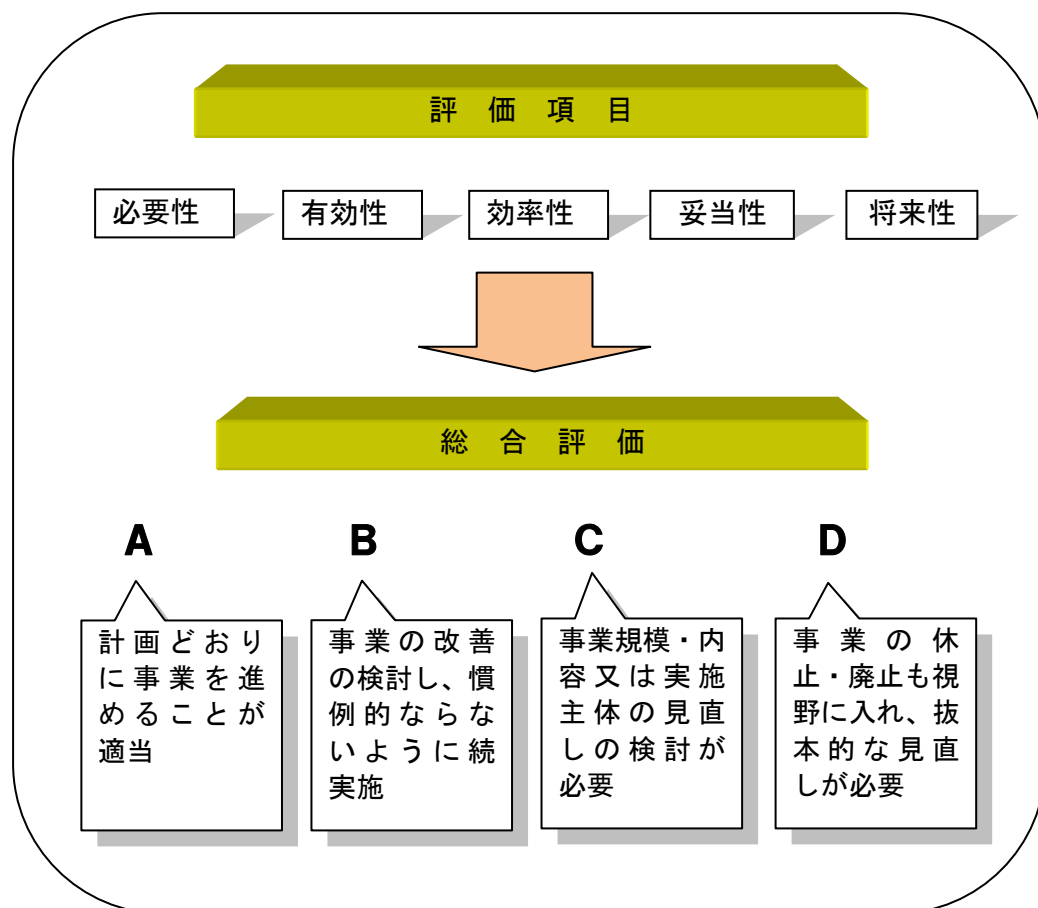
過去4ヵ年の実績に基づく、事後評価とし、事務事業評価を行うために次の5つの視点から、4点（事業成果が適切、十分現れている。）、3点（概ね適切・概ね十分）、2点（やや不適切・やや不十分）、1点（不適切・不十分）の4点満点で採点します。

評価項目	視 点	
必 要 性	公的関与の範囲、事業の必要性	・官民の役割分担は適切か ・町が関与することに合理性があるか ・町予算で負担することが適切か
有 効 性	施策が目指している状態に対する事業の有効性	・施策の最終目的にいたるために有効なものであるか ・当初の目標から外れていないか
効 率 性	費用対効果、事業の経済性	・単位あたりの費用はどうか ・受益者負担額は他の事業に比べて適切か
妥 当 性	事業の事務量や手法は成果に対しての妥当性	・町職員が直接関与することが適切か ・町職員が従事する事務事業量に見合うだけの効果があがっているか
将 来 性	将来的にも事業の必要かつ不可欠	・今後においても事業推進は必要かつ妥当なものか ・事業推進は有効で町づくりに貢献できるか

5項目の合計点を総合評価として、次の4区分に分け、今後の事務事業の改革・改善に努めていきます。

総合評価	今後の事業のあり方
A	計画どおり事務事業を進めることが適当
B	事業の改善を検討し、慣例的にならないよう継続実施
C	事業規模・内容又は実施主体の見直しが必要
D	事業の休止・廃止も視野に入れ、抜本的な見直しが必要

【評価方法のイメージ】



なお、この方法で評価すると「D」の評価になる事務事業でも、町民の生活に不可欠な事業で、廃止・中止することができないものもありますので、十分に吟味していくことが適切となります。

町長が特に評価すべき事務事業を選別し、評価委員会に評価をお願いするものです。

5. 外部評価とは何に？

町では、内部による評価を平成 17 年度より導入しておりましたが、平成 20 年 6 月に「行政評価条例」を制定し、行政機関以外の第三者機関の「行政評価委員会（以下「委員会」という。）」を設置しました。

委員会において、評価方法を検討しながら、事業主管課のヒヤリング（事業の成果や実績の聞き取り調査）等を実施して、行政評価（町が行う事務及び補助事業の総合的な評価）を行います。

委員会は、町民の目線に立って、また、企業経営的なサイドから、それぞれの事業が町民の福祉の維持向上、そして、総合計画等の各種計画が目指す町づくりに役立っているかなど評価していきます。

そして、委員会は実施した事業の見直しの方向性（総合評価）を取りまとめて、町長に報告されます。

町長は、それらの評価報告書と事務（補助）評価票を、町ホームページ等に公表（オープンに）するとともに、今後の方針を決定して、予算編成に反映していくことになります。